

広島県

# 広島県保健医療計画の見直しについて

## 1 概要

医療法第30条の3第10項に「都道府県は少なくとも5年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」とあるため、所要の調査・検討を行い、平成18年度末を目途に、広島県保健医療計画を変更する。

## 2 広島県におけるこれまでの経緯

昭和62年7月 広島県保健医療計画策定（昭和60年医療法改正に基づくもの）  
平成5年9月 部分改定（改定までの期間：6年2か月）  
平成9年2月 全面改定（改定までの期間：3年6カ月）  
平成14年3月 全面改訂（改定までの期間：5年1か月）

## 3 保健医療計画改定の背景

昭和61年8月施行 第1次医療法改正（医療計画の義務付け）  
平成10年4月施行 第3次医療法改正（必要的記載事項の拡大）  
平成13年3月施行 第4次医療法改正（病床区分の見直し）  
平成13年4月 厚生労働省から医療計画作成指針の提示

## 4 必須記載事項

- (1) 医療圏の設定に関する事項
- (2) 基準病床数に関する事項
- (3) 地域医療支援病院の整備目標その他機能を考慮した医療提供施設の整備目標に関する事項
- (4) 医療提供施設の設備、器械または器具の共同利用等病院、診療所、薬局その他医療に関する施設の相互の機能の分担及び業務の連係に関する事項
- (5) 休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項
- (6) べき地医療の確保に関する事項
- (7) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
- (8) その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項

※ (1), (2) は厚生労働省の基準に準拠。(3) から (8) は二次医療圏ごとに医療提供体制を定める。

## 5 スケジュール（事業の概要）

平成17年度	概要	患者調査、医療機能調査等基礎調査の実施、各委員会の設置
	詳細	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保健医療計画検討委員会の設置（基本方針の検討等）</li><li>○ 患者調査、医療機能調査の実施・集計・解析の実施</li><li>○ 保健医療計画検討委員会・部会での内容検討、素案作成</li><li>○ 圏域計画部会での内容検討、素案作成</li><li>○ 医療審議会・保健医療計画部会における検討</li></ul>
平成18年度	概要	計画の策定
	詳細	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 保健医療計画検討委員会での検討</li><li>○ 関係団体・市長村等への意見照会 ○ 医療審議会への諮問・答申</li><li>○ 厚生労働大臣への提出 ○ 医療計画の公示</li></ul>

## 6 見直し体制

保健医療計画検討委員会	
検討内容	○新計画策定作業全般の進行管理 ○計画の目標・基本理念の検討
部会① 圏域検討部会	
検討内容	○各種調査結果の分析 ○区域の設定 ○基準病床数の検討
部会② 保健医療検討部会	
検討内容	○生活習慣病の予防・改善 ○健康診査体制の整備 ○地域リハビリテーション支援体制 ○精神保健福祉対策 ○歯科保健医療対策 ○原爆被爆者医療対策 ○がん医療の推進 ○母子・小児医療対策 ○難病対策 ○臓器移植の推進 ○精神科救急対策 ○感染症対策
部会③ 医療提供システム部会	
検討内容	○救急医療対策 ○小児救急医療対策 ○医薬品等の安全確保 ○健康危機管理発生時の体制 ○医療施設相互の機能分担及び連携体制 ○へき地医療の確保等 ○医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保 ○医療情報システムの整備
団体計画検討部会	団域救急検討部会  団域へき地医療検討部会  (※必要に応じて設置)

## 7 計画策定のための実態調査及び分析

### (1) 疾病対策別医療機能調査

二次医療圏別の医療機能の現状（手術の可否、機器整備の現状等）を疾病対策別に把握・分析したうえで、今後の医療施設相互の機能分担・業務連携のほか、必要に応じて医療施設の整備のあり方等を整理する。

### (2) 患者調査

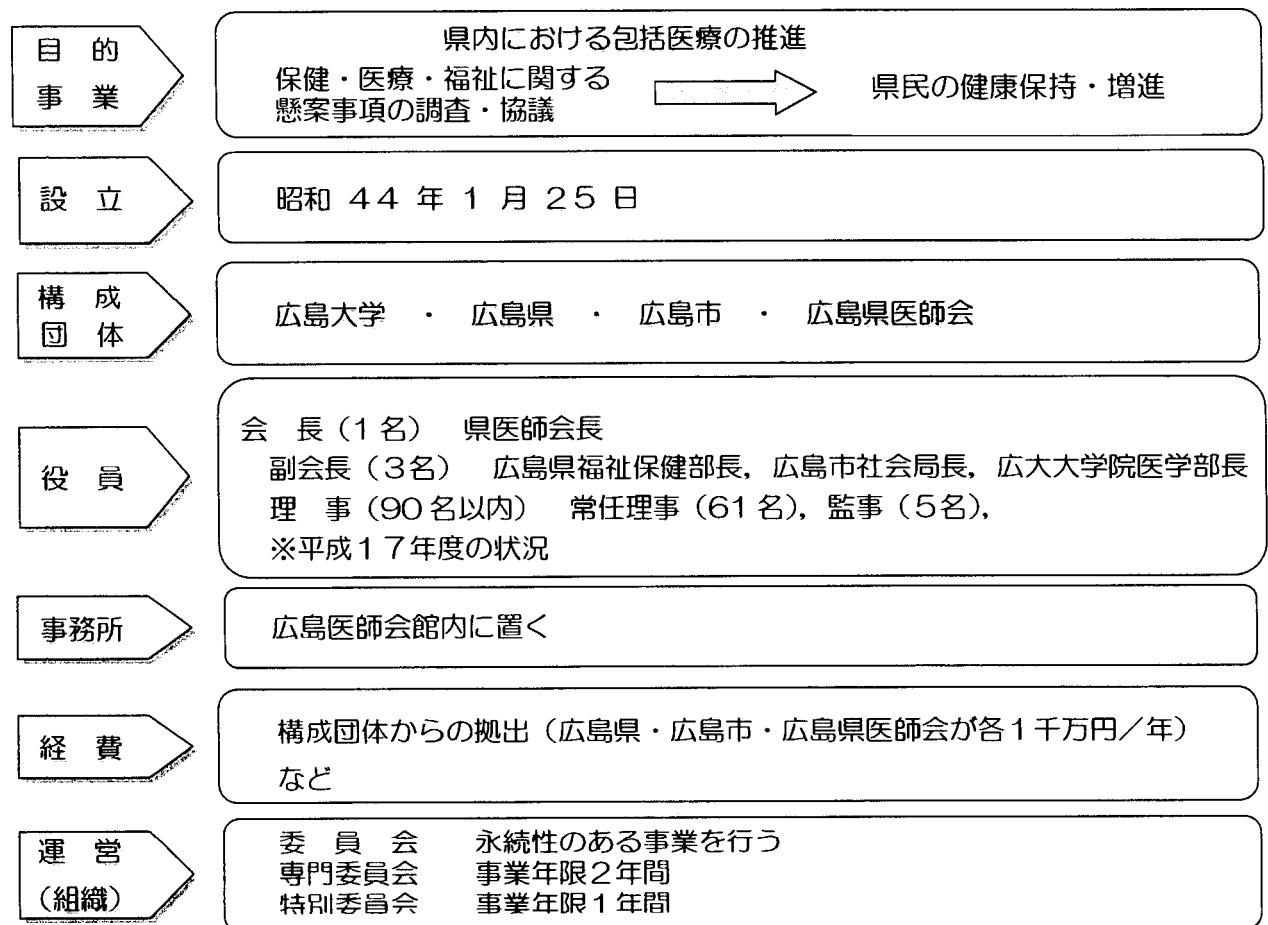
保健医療計画の見直し等保健医療行政を実施する上での基礎資料を得るために、患者調査を実施し、疾病別・二次医療圏別の患者の流れ等を分析活用する。

## 8 留意事項

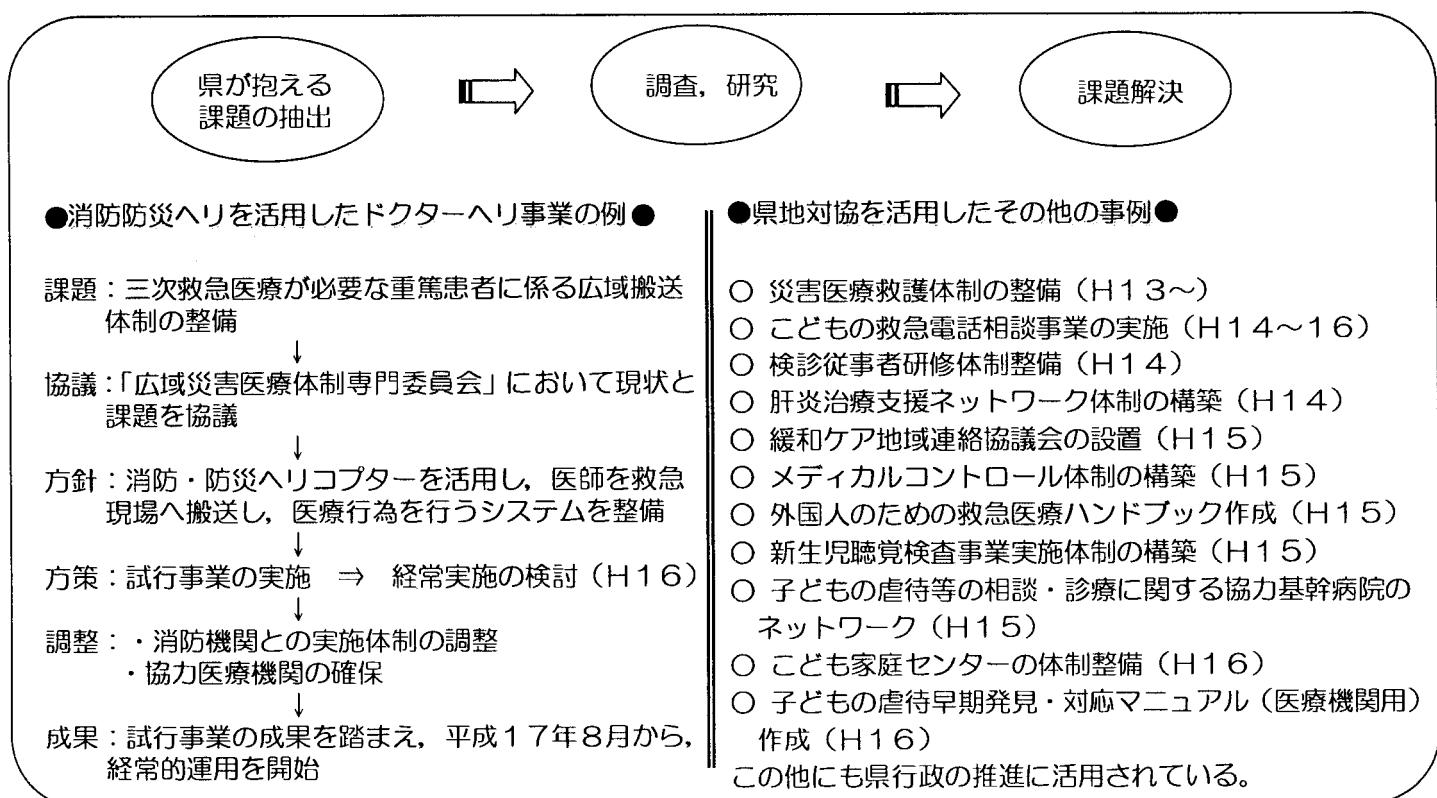
厚生労働省では、平成15年8月に「医療計画の見直し等に関する検討会」を立上げ、医療計画制度の見直しを含めた今後の計画のあり方について検討しているところであり、検討結果は第5次医療法改正として平成17年中に示される予定である。

よって次期見直しでは、改正を踏まえた内容にする必要がある。

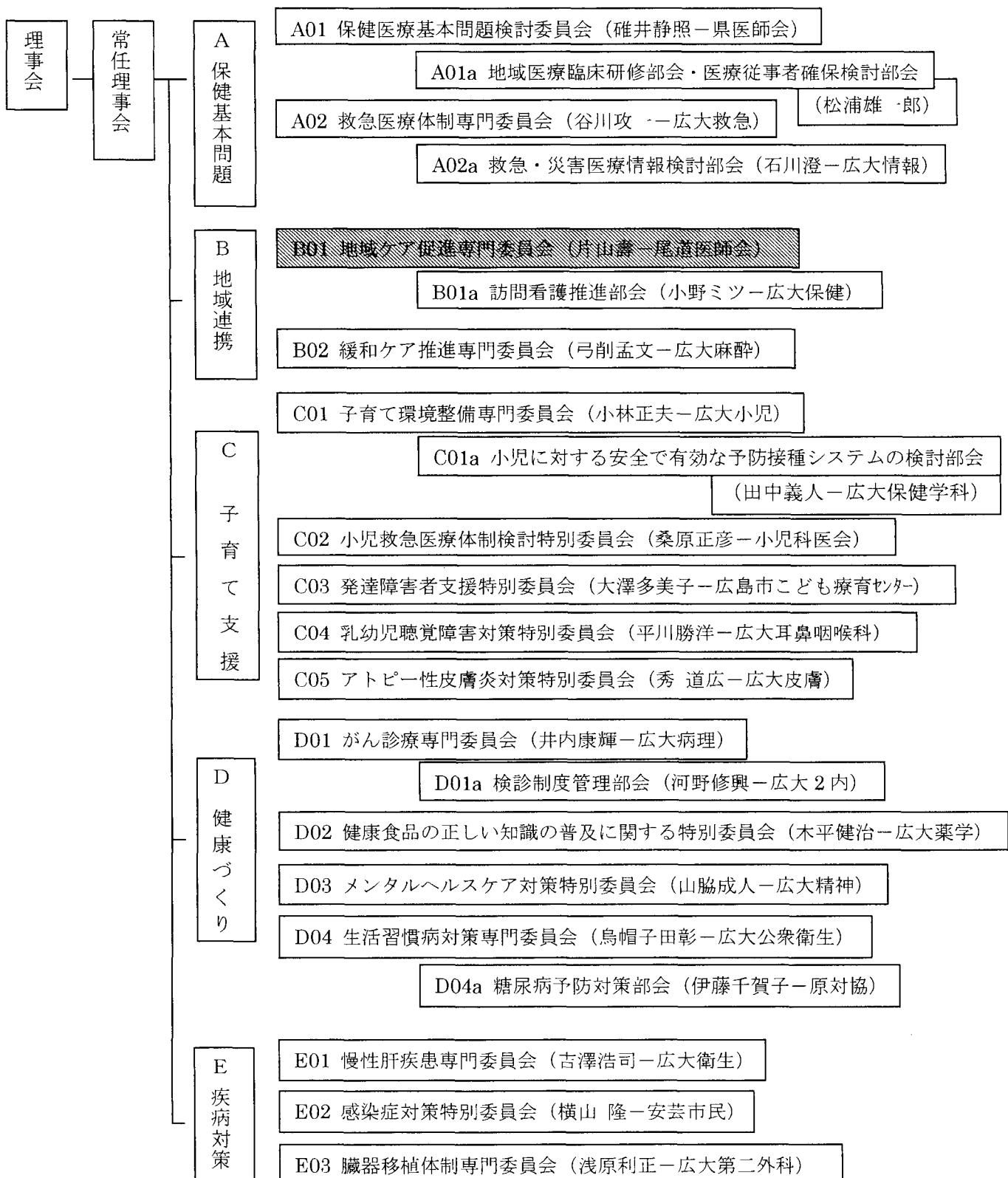
## 広島県地域保健対策協議会とは・・・



## 調査・協議の例



## 平成 17 年度広島県地域保健対策協議会組織図



## 広島県における二次保健医療圏域

(平成17年4月1日現在)

### 備 北

#### 圏域内市町(2市町)

三次市、庄原市

人口 107,313人

面積 2,025k m<sup>2</sup>

人口 10万人対の医師数 201人

病床数 1,714 床

### 広 島

#### 圏域内市町(8市町)

広島市、安芸高田市、府中町、海田町、  
熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町

人口 1,318,066人

面 積 2,502k m<sup>2</sup>

人口 10万人対の医師数 250人

病床数 14,271 床

### 広島西

#### 圏域内市町(4市町)

大竹市、廿日市市、大野町、  
宮島町

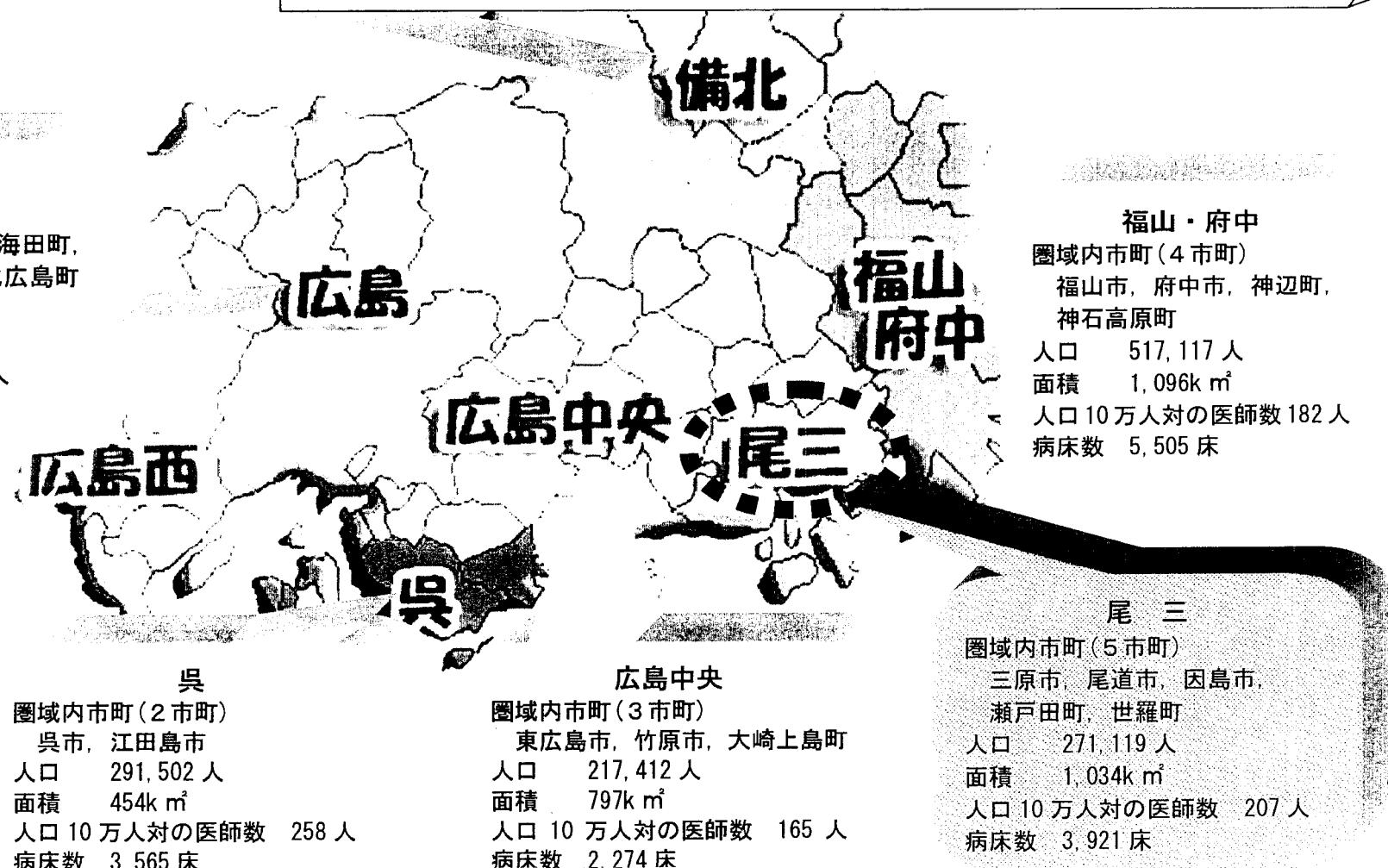
人口 146,386人

面積 568k m<sup>2</sup>

人口 10万人対の医師数 192人

病床数 2,027 床

	広島県	全 国
市町数	28市町	一
人口	2,878,915人(H12年国勢調査)	126,925,843人
面 積	8,477k m <sup>2</sup>	377,887k m <sup>2</sup>
医師数	6,421人(人口10万人対 223人)	249,574人(197人)
医療機関数	病院 264 診療所 2,602 計 2,866	病院 9,122 診療所 96,050 計 105,172
病床数	33,277床	1,261,413床
高齢化率(H17.3.31)	20.5%(全国29位)	19.7%
1人当たり介護保険給付費(15年度)	240千円(全国12位)	207千円

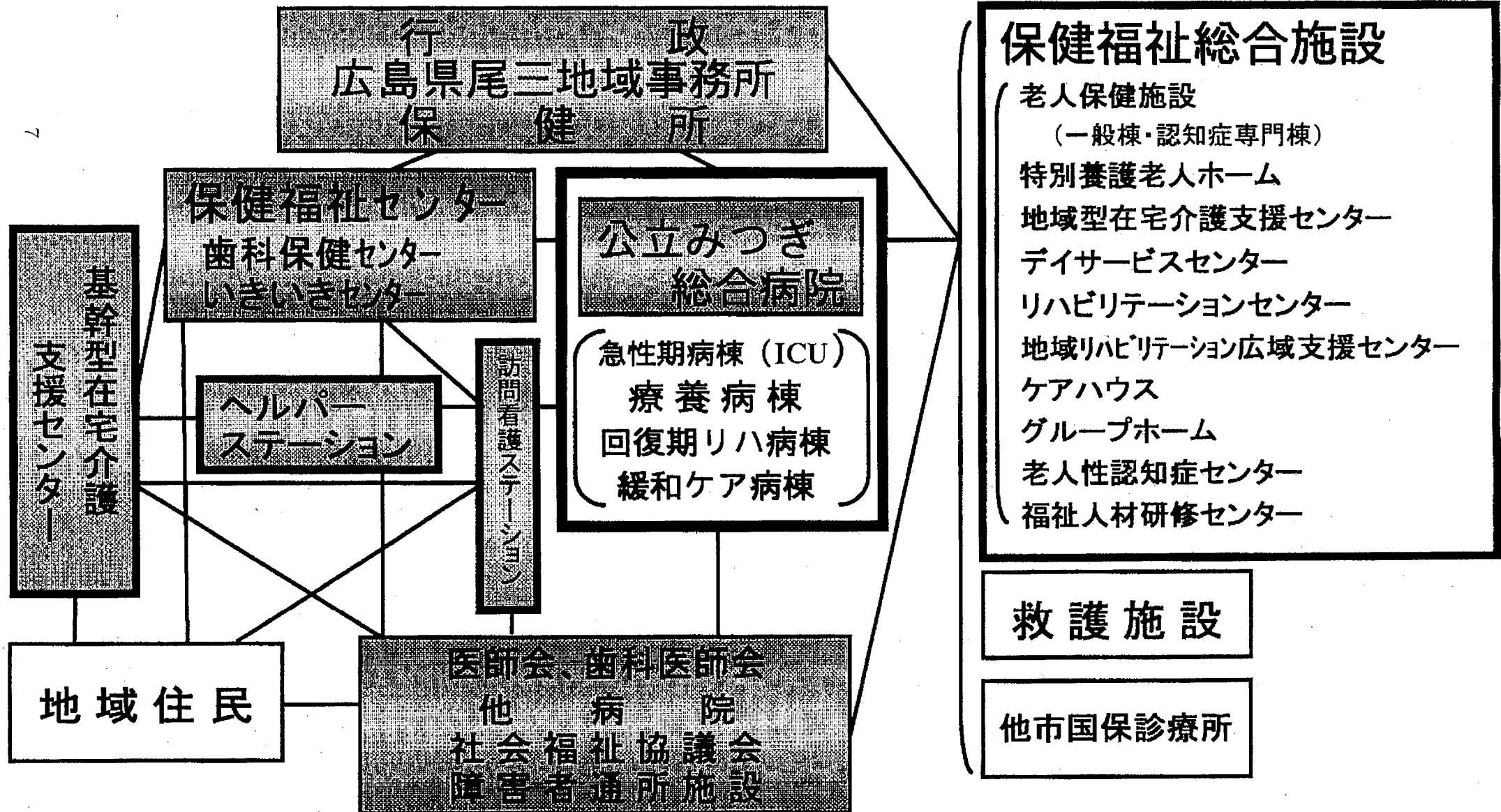


## 旧尾道市及び旧御調町の医療機関等の状況



	(旧) 尾道市	(旧) 御調町
人口	92,586人	8,111人
面積	110.95km <sup>2</sup>	82.98km <sup>2</sup>
過疎地域 指 定	無	有
病院数	8カ所	1カ所
診療所数	105カ所	5カ所
医師数	243人 人口10万人当たり 262人	35人 人口10万人当たり 432人
高齢化率 (H16.3.31)	24.5%	30.2%
1人当たり介護保険給付費(15年度)	233千円	317千円
1人当たり老人医療費(15年度)	867千円	774千円
公立病院 診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尾道市立市民病院</li> <li>・尾道市立夜間救急診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立みつぎ総合病院</li> <li>・公立みつぎ総合病院 保健福祉総合施設附属リハビリテーションセンター</li> <li>・公立みつぎ総合病院 特別養護老人ホーム「ふれあい」診療所</li> </ul>

# 公立みづぎ総合病院を中心とした地域包括ケアシステム (保健・医療・福祉の連携・統合システム)



# 地域包括ケアシステム

## 1 ハード

→ 拠点(病院)を中心とする

保健・医療・福祉総合施設(保健福祉センター・老健施設等)

## 2 ソフト

- 
- 健康づくり運動  
→ 一次予防(健康日本21)
  - 介護予防(寝たきりゼロ作戦)
  - 在宅ケア
  - 保健・医療・福祉・介護の連携
  - 施設ケアと在宅ケアの連携
  - 住民参加

## 3 地域のニーズに応える

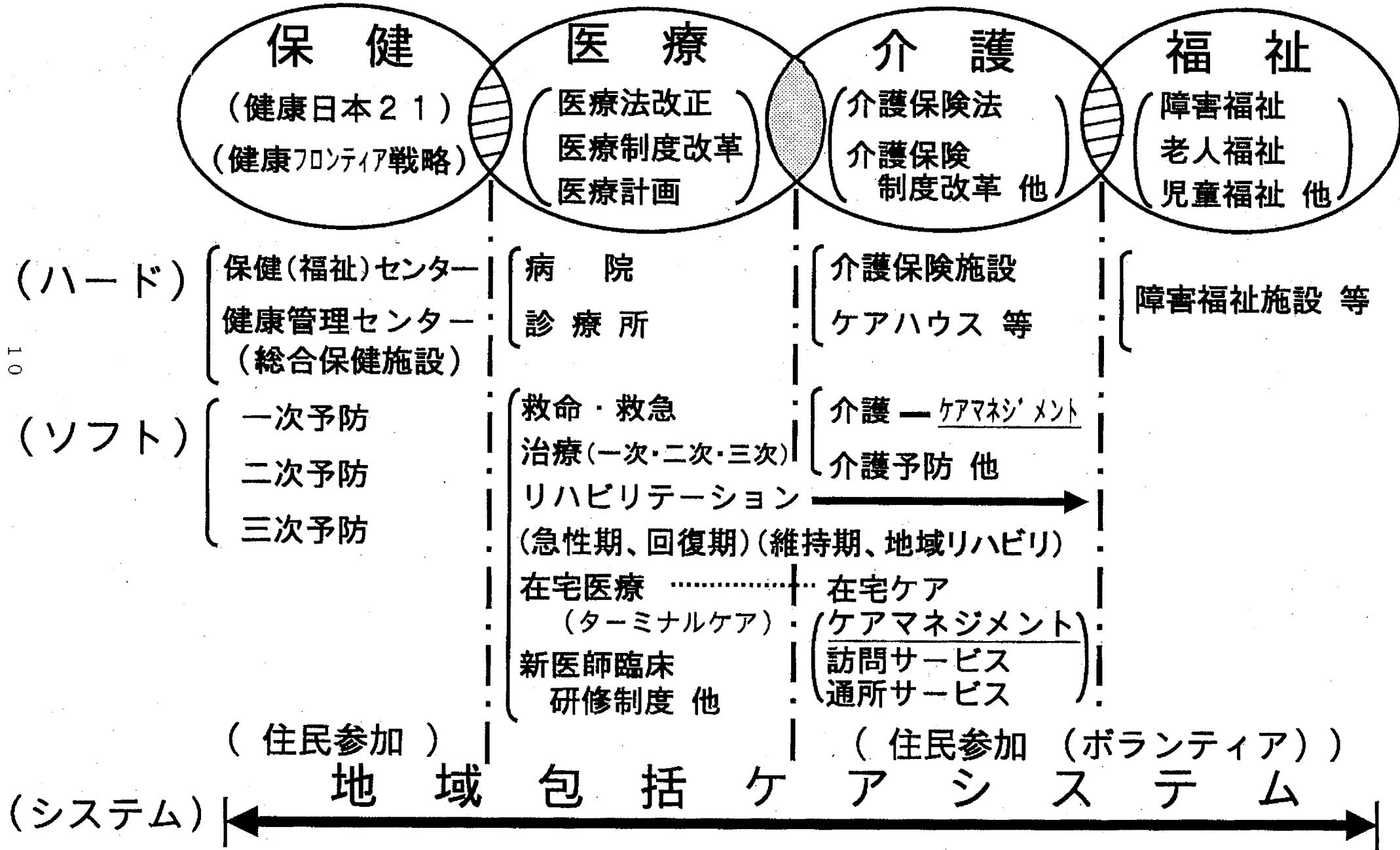
→ ハードとソフトの連携

(公立みづき総合病院)

# 地域包括ケアシステム5つのポイント (御調町)

- 健 康 づ く り
- 在 宅 ケ ア → 寝たきりゼロ作戦  
→「待ちの医療」から「出ていく医療」
- 機 構 改 革  
→ 保健・医療・福祉の統合
- 拠 点 整 備  
→ 保健福祉総合施設
- 福 祉 バ ン ク  
→ ボランティア組織（住民参加）

# 地域包括ケアシステムの概念

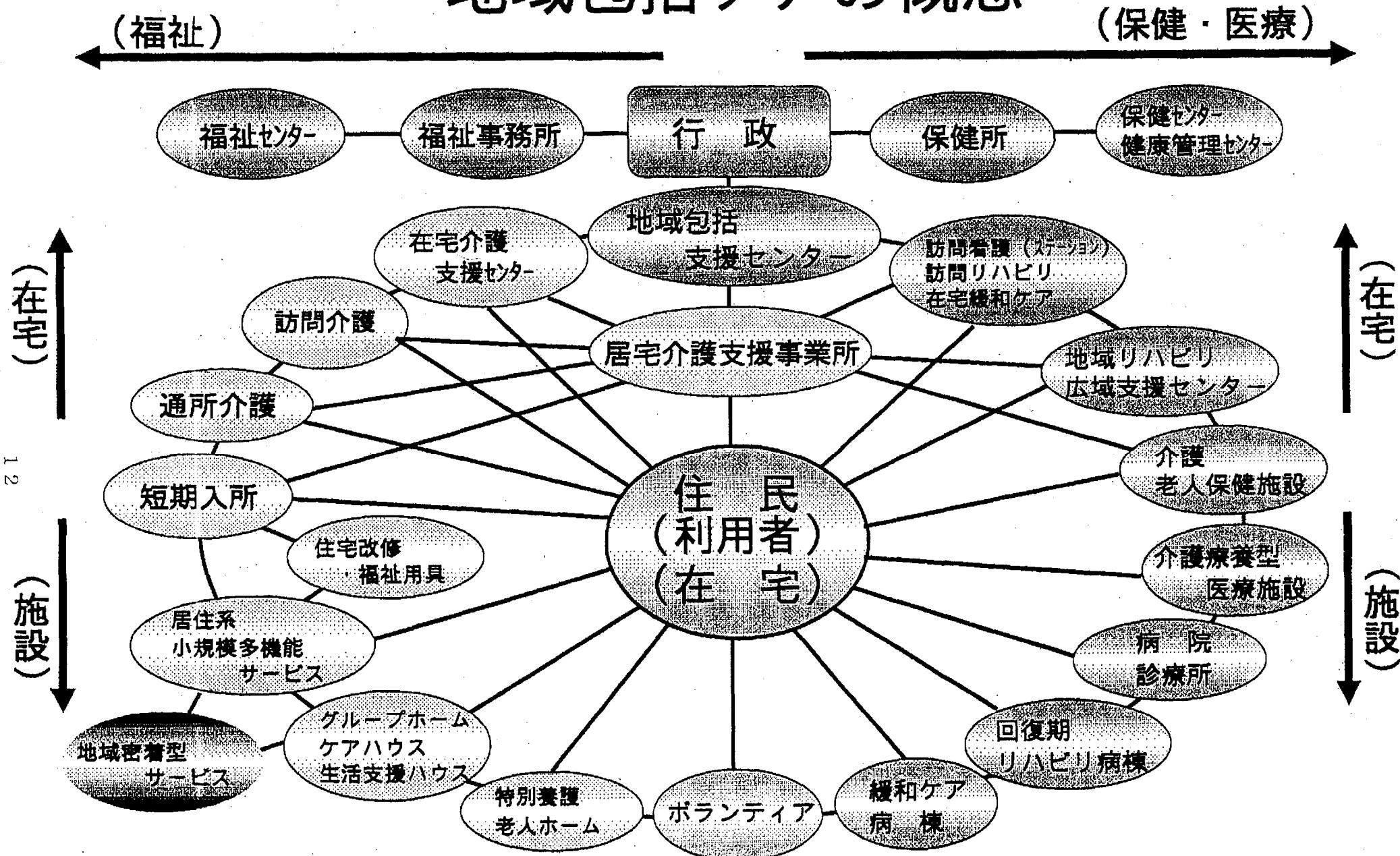


# 地域包括医療(ケア)とは

- 地域に包括医療を、社会的要因を配慮しつつ継続して実践し、住民のQOLの向上をめざすもの
- 包括医療(ケア)とは治療(キュア)のみならず保健サービス(健康づくり)、在宅ケア、リハビリテーション、福祉・介護サービスのすべてを包含するもので、施設ケアと在宅ケアとの連携及び住民参加のもとに、生活・ノーマライゼーションを視野に入れた全人的医療(ケア)
- 地域とは単なる AreaではなくCommunityを指す

(山口昇)

# 地域包括ケアの概念



# 地域包括ケアシステム構築の手法

○ 農 村 型

○ 都 市 型

○ 大 都 市 型

○ 団 地 型

# 地域包括ケアシステムの問題点

- 「人」と「金」 —— [ マンパワーの確保  
                          財 源 ]
- 保健・医療・福祉の連携(機構改革)  
                      — 再編・統合
- 首長の理解とやる気
- 抱点の有無(国保総合保健施設)
- 保健・医療関係者と福祉関係者の相互理解と連携
- 住民の協力と参加
- ハードとソフトの連携
- 介護保険制度との関わり

# 地域完結型の地域包括ケアシステム

- 地域に保健・医療・リハビリテーション・介護・福祉のサービス提供体制（ハード、ソフト）と連携システムがあること
- 状態像に応じた必要なサービス提供が可能であること
- 医療機関の役割（機能）分担と連携
- 点から線へ、線から面へ  
—— ネットワークの構築
- 全人的医療
- 地域住民のニーズに応えられる保健・医療・介護・福祉

# 長寿社会における“まちづくり”

## — 保健・医療・福祉(介護)と生活の連携 —

